只木ゼミ後期第4問

令和元年 10 月 8 日、甲は東京都 H 市所在の中央銀行 A 支店を訪れ、同支店備え付けの 現金自動支払機(以下 ATM とする)により、同支店に開設されている自己名義の普通預金口 座から現金を下ろそうとした際、心当たりのない B 社からの振込金 75 万円が誤って同口 座に入金されて、預金額が 92 万円余りとなっていることを知った。

そこで、当時多額の借金を抱えて返済に窮していた甲は当該借金を返済するためにこれを奇貨として、預金の払戻し手続きにおいて金員騙取することを決め、同支店の窓口係員に対し金額欄に 90 万円と記載した普通預金払戻し請求書を提出して普通預金の払戻しを求めて、その場で窓口係員から 90 万円の交付を受けた。

払戻しを難なく行えたことで自信をつけた甲は次に、自己名義の口座にほとんど金員が入っておらず自身に代金支払いの意思・能力がないにも関わらず、C カード会社の加盟店である K 百貨店において同店の従業員に自己名義の C 会社のクレジットカードを提示し、30 万円の時計を購入した。

本件における甲の罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁平成 16 年 2 月 9 日第二小法廷決定

【関連設例】

オレオレ詐欺事件において、X、Y、Z が詐欺を共謀し、Y が電話をして V を欺き、100 万円を Y の口座に振り込ませ、Z が銀行の ATM からお金を下ろした。

X、Y、Zの罪責を検討せよ。